

平成27年 第2回臨時会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成27年 5月11日

横 瀬 町 議 会

平成 27 年 横 瀬 町 議 会 会 議 録
第 2 回 臨 時 会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5月11日(月)	
○臨時議長の紹介	5
○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○仮議席の指定	5
○議長の選挙	6
○議長就任のあいさつ	7
○議席の指定	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	9
○副議長の選挙	9
○副議長就任のあいさつ	10
○常任委員会委員の選任	11
○常任委員会正副委員長の互選	12
○議会運営委員会委員の選任	12
○議会運営委員会正副委員長の互選	13
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙	14
○町長あいさつ	16
○管理職の紹介	16
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
・議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町税条例等の一部を改正する条例)	
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
・議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○議案第43号の上程、説明、質疑、採決	24
・議案第43号 横瀬町監査委員の選任について	
○議案第44号の上程、説明、質疑、採決	25
・議案第44号 横瀬町監査委員の選任について	

○閉 会 26

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第31号

平成27年第2回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、平成27年5月11日横瀬町役場に招集する。

平成27年5月7日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

付議事件

- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）
- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 1、横瀬町監査委員の選任について
- 1、横瀬町監査委員の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	向	井	芳	文	議員	2番	黒	澤	克	久	議員		
3番	阿	左	美	健	司	議員	4番	宮	原	み	さ	子	議員
5番	浅	見	裕	彦	議員	6番	新	井	鼓	次	郎	議員	
7番	内	藤	純	夫	議員	8番	大	野	伸	惠	議員		
9番	若	林	想	一	郎	議員	10番	関	根		修	議員	
11番	小	泉	初	男	議員	12番	若	林	清	平	議員		

不応招議員（なし）

平成27年第2回横瀬町議会臨時会 第1日

平成27年5月11日（月曜日）

議事日程（第1号）

1、臨時議長の紹介

1、開 会

1、開 議

1、議事日程の報告

1、仮議席の指定

1、選挙第 1号 議長の選挙

1、議長就任のあいさつ

1、議席の指定

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、選挙第 2号 副議長の選挙

1、副議長就任のあいさつ

1、常任委員会委員の選任

1、常任委員会正副委員長の互選

1、議会運営委員会委員の選任

1、議会運営委員会正副委員長の互選

1、選挙第 3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

1、町長あいさつ

1、管理職の紹介

1、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号 横瀬町監査委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第44号 横瀬町監査委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	向井芳文	議員	2番	黒澤克久	議員
3番	阿左美健司	議員	4番	宮原みさ子	議員
5番	浅見裕彦	議員	6番	新井鼓次郎	議員
7番	内藤純夫	議員	8番	大野伸惠	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	小泉初男	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

富田能成	町長	清水直人	副町長
久保忠太郎	教育長	柳健一	総務課長
大野雅弘	まち経営課長	島田公男	税務課長
小泉源太郎	いきいき町民課長	大場紀彦	健康づくり課長
高野直政	振興課長	町田多	建設課長
町田文利	上下水道課長	横田稔	出納室長 兼会計管理者
小泉明彦	保育所長 兼児童館長	富田等	教育次長
赤岩利行	教育担当課長		

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	大野拓也	書記
-----	------	------	----

◎臨時議長の紹介

○町田 勉事務局長 皆さん、おはようございます。

既にご承知のことと存じますが、私議会事務局長の町田でございます。並びに書記の大野でございます。これからいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の若林清平議員さんを紹介します。

若林さん、よろしくお願いいたします。

[若林清平臨時議長、議長席に着席]

○若林清平臨時議長 皆さん、おはようございます。

ただいまご紹介をいただきました若林清平でございます。地方自治法の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

_____ ◇ _____

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○若林清平臨時議長 ただいまの出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回横瀬町議会臨時会を開会いたします。

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○若林清平臨時議長 直ちに本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○若林清平臨時議長 議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎仮議席の指定

○若林清平臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、配付してあります仮議席表の議席といたします。

◇

◎議長の選挙

○若林清平臨時議長 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法とがございしますが、どちらの方法がよろしいか、お諮りいたします。

〔投票でお願いします〕という人あり

○若林清平臨時議長 ただいま7番、内藤純夫議員から投票でという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○若林清平臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○若林清平臨時議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

1番 向井芳文 議員

6番 新井鼓次郎 議員

11番 小泉初男 議員

を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げますが、投票用紙は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○若林清平臨時議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林清平臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○若林清平臨時議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔投 票〕

○若林清平臨時議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林清平臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

向井芳文議員、新井鼓次郎議員、小泉初男議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○若林清平臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

小 泉 初 男 議員 7票

新 井 鼓次郎 議員 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがいまして、7票を獲得した小泉初男議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○若林清平臨時議長 ただいま議長に当選された小泉初男議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知をいたします。

◇

◎議長就任のあいさつ

○若林清平臨時議長 小泉初男議員の議長就任のごあいさつをお願いいたします。

○11番 小泉初男議員 皆さん、おはようございます。このたび議長を拝命させていただき、身に余る光栄であり、まことにありがたく、心より感謝申し上げます。

さて、私は、歴代の議長様のように、すぐれた才能と能力を有しておりませんので、さまざまな面でご迷惑を多々おかけするようなことがあろうかと思いますが、議員の皆様方には特段のご協力、そしてご指導、ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げ、議長就任のごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

○若林清平臨時議長 皆様のご協力によりまして、無事に議長の選出ができました。ありがとうございました。

それでは、小泉初男議長に議長席にお着きをいただきます。

〔小泉初男議長、議長席に着く〕

○小泉初男議長 お許しをいただきまして、議長席に着かせていただきます。
会議を続行いたします。

◇

◎議席の指定

○小泉初男議長 日程第3、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定については、会議規則第3条に議長が定めることと規定されております。議席の決め方ですが、前例に倣い、期の若い方から、さらに同じ期の場合においては生年月日により年齢の若い方から順に、議席番号の1番から12番までといたします。

会議規則の規定により議長より申し上げます。

事務局長より発表いたしますので、お聞き取りください。

○町田 勉事務局長 それでは、発表いたします。

1番 向井芳文 議員	2番 黒澤克久 議員
3番 阿左美健司 議員	4番 宮原みさ子 議員
5番 浅見裕彦 議員	6番 新井鼓次郎 議員
7番 内藤純夫 議員	8番 大野伸恵 議員
9番 若林想一郎 議員	10番 関根修 議員
11番 小泉初男 議員	12番 若林清平 議員

以上でございます。

○小泉初男議長 日程第3、議席の指定につきましては、ただいま発表したとおりとさせていただきます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長 日程第4、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

7番 内藤純夫 議員
8番 大野伸恵 議員
9番 若林想一郎 議員

以上、3名の方をお願いいたします。

◎会期の決定

○小泉初男議長 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。



◎副議長の選挙

○小泉初男議長 日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法とがございますが、どちらの方法がよろしいか、お諮りいたします。

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井です。投票でお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいま6番、新井議員より投票ということで発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより副議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○小泉初男議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に

2番 黒澤克久 議員

7番 内藤純夫 議員

10番 関根修 議員

を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げますが、投票用紙は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○小泉初男議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○小泉初男議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票をお願いします。

〔投票〕

○小泉初男議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

黒澤克久議員、内藤純夫議員、関根修議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○小泉初男議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

若林想一郎議員 7票

阿左美健司議員 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、7票を獲得した若林想一郎議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○小泉初男議長 ただいま副議長に当選された若林想一郎議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知いたします。



◎副議長就任のあいさつ

○小泉初男議長 それでは、若林想一郎副議長の就任のあいさつをお願いいたします。

○9番 若林想一郎議員 ただいま副議長という重責を選任されました若林想一郎でございます。何分浅学

非才の身でありますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきまして、横瀬町のため、横瀬の町民の皆様のために尽力していく所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 皆様のご協力によりまして、無事に副議長の選出ができました。ありがとうございました。



◎常任委員会委員の選任

○小泉初男議長 日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮り、指名するということになっております。

ここでお諮りいたします。慣例に倣い、委員の選任は議長より指名することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

つきましては、事務局長立ち会いのもとに副議長と相談の上選考し、ご指名を申し上げたいと思います。暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時56分

○小泉初男議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員の選任でございますが、議長よりご指名申し上げます。

事務局長より発表いたします。

○町田 勉事務局長 それでは、発表いたします。

まず、総務文教厚生常任委員会委員でございます。

12番 若林清平 議員 8番 大野伸恵 議員

5番 浅見裕彦 議員 4番 宮原みさ子 議員

2番 黒澤克久 議員 1番 向井芳文 議員

続きまして、産業建設常任委員会委員でございます。

11番 小泉初男 議員 10番 関根修 議員

9番 若林想一郎 議員 7番 内藤純夫 議員

6番 新井鼓次郎 議員 3番 阿左美健司 議員

以上でございます。

○小泉初男議長 事務局長の発表を終わります。

ただいま申し上げたとおりに各常任委員会委員の決定をしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員の選任については、先ほど申しあげましたとおり決定いたします。



◎常任委員会正副委員長の互選

○小泉初男議長 日程第8、各常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づきまして、各常任委員会ごとに委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、総務文教厚生常任委員会は第1委員会室、産業建設常任委員会は議員控室でご相談をいただきたいと思ひます。

互選していただく間、しばらくの間休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時03分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会委員長、副委員長の互選の結果については、事務局長より発表いたします。

○町田 勉事務局長 それでは、発表いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長 大野 伸 恵 議員

副委員長 浅見 裕彦 議員

産業建設常任委員会委員長 若林 想一郎 議員

副委員長 阿左美 健司 議員

以上でございます。

○小泉初男議長 各常任委員会正副委員長の互選の結果を発表いたしました。ご了承をいただきたいと思ひます。



◎議会運営委員会委員の選任

○小泉初男議長 続きまして、日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。

ここでお諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、慣例に倣い、議長指名とさせていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

つきましては、事務局長立ち会いのもとに副議長と相談の上選考し、ご指名申し上げます。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時07分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員の選任でございますが、議長よりご指名申し上げます。
事務局長より発表いたします。

○町田 勉事務局長 それでは、発表いたします。

12番 若林清平 議員 10番 関根 修 議員
9番 若林想一郎 議員 6番 新井鼓次郎 議員
5番 浅見裕彦 議員 4番 宮原みさ子 議員

以上でございます。

○小泉初男議長 事務局長の発表のとおりとさせていただきます。ご了承いただきたいと思います。



◎議会運営委員会正副委員長の互選

○小泉初男議長 日程第10、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第8条第1項並びに第2項の規定に基づき、委員会において委員長並びに副委員長の互選をお願いいたします。

なお、第1委員会室においてご相談をしていただきたいと思います。

互選をいただく間、しばらくの間休憩をいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時11分

○小泉初男議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選の結果について、事務局長より報告をいたします。

○町田 勉事務局長 それでは、報告いたします。

議会運営委員会委員長 若林 清平 議員

副委員長 宮原 みさ子 議員

以上でございます。

○小泉初男議長 ただいま事務局長より報告を申し上げたとおりとさせていただきます。ご了承いただきたいと思ひます。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○小泉初男議長 日程第11、選挙第3号 秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法とがございますが、どちらの方法がよろしいか、お諮りいたします。

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井です。投票でお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいま6番議員より投票でとの発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時14分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○小泉初男議長 ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、立会人は

3番 阿左美 健 司 議員

8番 大野 伸 恵 議員

9番 若林 想一郎 議員

を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。

念のため申し上げますが、投票用紙は単記無記名です。

ここで補足説明をいたします。投票用紙は単記無記名ですが、定数は2名です。よって、得票数の多い

上位2名を当選人といたします。

〔投票用紙配付〕

○小泉初男議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○小泉初男議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔投票〕

○小泉初男議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

阿左美健司議員、大野伸恵議員、若林想一郎議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○小泉初男議長 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

大野伸恵議員 7票

内藤純夫議員 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は1.5票です。

したがって、7票を獲得した大野伸恵議員並びに5票を獲得した内藤純夫議員が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○小泉初男議長 議場に秩父広域市町村圏組合議会議員に当選された大野伸恵議員、内藤純夫議員がおられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の旨告知いたします。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 ここで議案の審議に入る前に、町長からごあいさつがございます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 議長にお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日ここに、新しく選出されました議員の皆様をお迎えしての初めての議会に当たり、ごあいさつの機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

まずは、議員の皆様、平成27年4月26日執行の横瀬町議会議員一般選挙におきまして、めでたく当選の栄誉を得られたこと、心からお喜び申し上げます。この時代、選挙に出ることはそんなに簡単なことではありません。さまざまな困難を伴います。その困難を乗り越え、地域と地域の未来を思う強い気持ちと、勇気と支援の輪を広げる行動力を持って当選まで歩を進められました12名の議員の皆様、改めて敬意を表したいと思います。

そして、ただいま議長、副議長を初め常任委員会等の構成が決定されました。新しい議会の体制が整いましたこと、心からお喜び申し上げます。本日就任されることになりました小泉議長、若林副議長におかれましては、経験豊かで町民からの信望も厚く、常日ごろから町政発展のためにご活躍をされておられる方でございます。今後の議会運営にお力を十分発揮されますことを心からご祈念申し上げます。

私も、郷土横瀬町の発展のため、議員の皆様のご支援、ご協力を賜り、町民の皆様の期待と信頼に応えられる行政運営に努めてまいり所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、本臨時会にご提案申し上げました議案であります、専決処分承認を求めることについて2件、横瀬町監査委員の選任について2件でございます。ご審議を賜りましてご議決いただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

○小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。



◎管理職の紹介

○小泉初男議長 ここで執行部より各管理職の紹介をしたい旨申し入れがございました。これを許可いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時32分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第12、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第41号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要があるため、平成27年3月31日付で横瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分としたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明いたします。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 それでは、横瀬町税条例の条例改正につきまして、細部にわたりまして説明させていただきます。

本日、皆様のお手元に資料をお配りいたしましたので、そちらをごらんいただきたいと存じます。まず、第1条による改正でございますが、これは1番、番号法施行に伴い、個人番号及び法人番号等の記載の追加について規定されたもので、これは第2条、第36条の2、第51条、第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74条の2、第89条、第90条、第139条の3、第149条、附則第10条の3、附則第22条がこれにより改正をいたします。

2番目といたしまして、法人税法の改正に伴う条例文の整備でございますが、これは第31条が法人住民税均等割の税率区分の基準でございます。資本金等の額を法人税の資本割の課税標準と一緒に統一するということによりまして整備するものでございます。

そしてあと、引用条項の条及び号のずれの整備でございますが、これは法改正によつてのずれが生じたため、第48条、第50条、附則第4条がこれにより改正をいたしました。

続きまして、所得税法の改正に伴う条例文の整備でございますが、第33条が出国時の譲渡所得課税の特例を導入したことによりまして、条例を整理したものでございます。

そして、附則第7条の3の2でございますが、住宅ローン減税制度の適用期限の延長による整備でございます。

そしてまた、法の改正によりまして、項のずれが生まれて、第36条の3の3が改正をいたします。

4といたしまして、地方税法改正に伴う条例文の整備でございますが、附則第9条がふるさと納税をした確定申告が不要な給与所得者等を対象に、ふるさと納税先の団体への申請で、確定申告をせずに町民税

の減額ができるというようなものでございます。

附則第10条の2でございますが、これはサービスつき高齢者住宅の固定資産税について、わがまち特例が導入できますように整備したものでございます。

附則第11条及び第11条の2、第12条、第13条、第15条でございますが、これにつきましては固定資産税の減額制度をさらに3年延長するものでございます。

附則第16条、平成27年度に新規登録されました一定の環境性能を有する4輪の軽自動車につきまして、減税制度を導入したものでございます。ただし、平成26年度の税のみでございます。

附則第16条の2でございますが、紙巻きたばこの3級品の特例税率を段階的に廃止するというようなものでございます。

また、ここでも法改正によりまして、号のずれが第57条と第59条に発生いたしましたので、改正いたします。

続きまして、次の2ページになりますが、第2条による改正でございますが、法人税法の改正に伴う条例文の整備ということで、第23条第2項につきまして、外国法人の恒久的施設の規定を法人事業税と統一されたことに伴い、引用する法律の整備でございます。

2としまして、地方税法改正に伴う条例文の整備でございますが、附則第16条の改正規定には、今回軽自動車の、先ほどのグリーン化特例の導入が条例化したために、14年経過した車両の税率の規定の項がずれを起こしたということで整備をいたします。

附則第1条と第3条でございますが、これにつきましては2輪と小型特殊等の税率改正を1年延期ということでございます。今年度からする予定でございましたが、1年延期ということでございます。

附則第2条と附則第5条につきましては、引用条項等の整備でございます。

そして、最後に附則でございますが、第1条につきましては、各条文ごとに施行日を規定したものでございます。

第2条から第7条につきましては、改正された条文について経過措置を規定したものでございます。

以上で説明を終了いたします。失礼しました。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございませんか。

5番、浅見議員。

○5番 浅見裕彦議員 5番の浅見です。今、横瀬町条例の改正というか、専決についての承認を求めることについてが議題とされています。この専決処分についてでありますけれども、1つは3月に議会があったというふうに思います。その3月の中で今回の法改正が見えているところに対しての、まず議員に対する説明がされたかどうかという点について伺いたいというふうに思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 ただいま5番議員さんの質問でございますが、3月のときにはまだ細かい具体的な内容が情報が回っていませんので、議員さんにおかれましては、この場で説明することはできませんでした。

○小泉初男議長 5番。

○5番 浅見裕彦議員 横瀬町の場合、専決に対してですけれども、庁議等をもって専決処分しますというふうになっているかどうかをお伺いしたいのですが。これはちょっと私も忙しく調べた中であつたのですが、東大和市の国民健康保険税の一部を改正する条例の専決処分についてというのがありまして、こういう中で市としては庁議にかけて専決処分にして、次回の議会の中で専決処分についての議会同意を求めるよというふうな点の文書等があつたので、横瀬町もこういう専決処分するに対しては、庁議等を開いてやったかどうかというふうなことの質問なのです。

○小泉初男議長 税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 5番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

協議会等の、そういうことはございませんでした。

○小泉初男議長 5番。

○5番 浅見裕彦議員 全体の中でいろいろ問題になっているであろうというふうな点、思うところがあります。というのは、個人番号制というふうなので、今新聞等でいろいろ出されている中身の中で、マイナンバー制度というふうなところになっているというふうに思います。今回横瀬町条例の中で、この個人番号を入れたことに対して、いわゆる使い方の問題、個人情報保護などの仕組み、それから利用内容等、こういうことについて、この個人番号についてはこう考えますというふうな点があれば教えていただきたいというふうに思います。

○小泉初男議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

○小泉初男議長 再開いたします。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 それでは、5番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

一応番号法というものにつきましては、大変大きないろいろなものに関係いたしまして、今回専決処分ですさせていただきましたのは、税務関係のほうで出させていただいたわけございまして、これは平成28年の1月1日施行というような法人税法の関係がありますので、町の税条例のほうがそれに合わせておきませんと、その番号法が施行の関係でうまく機能を果たしませんので、そのための今回の改正でございまして、詳しい内容につきましては控えさせていただきます。

○小泉初男議長 5番、浅見議員。

○5番 浅見裕彦議員 時間等を今気にされながらの点があるというふうに思いますので、何かというと、私もこれ読んだときに、なかなかわからない点があつたりしたので、これどうだろうというふうに理解を

深めながらという立場で今質問しているところです。

それで、この9条関係でのふるさと納税の関係が先ほど出てきました。横瀬町の中でふるさと納税というのは、8日にいただいたこの一般会計予算の中で見ると、寄附金項目に当たるのではないかなというふうに思います。それで、實際上、今の横瀬町に対するふるさと納税が、このことによってより多く来て、財源も豊かになればいいなというふうに思います。それで、今現在の横瀬町として、このふるさと納税に捉えている、このぐらいで来ています。これをやることによってこのぐらいに期待をしているのだよという点の試算等があれば教えていただきたいというふうに思います。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 ただいま質問がありましたふるさと納税に関してなのですが、おっしゃるとおりで、ふるさと納税はまだまだ横瀬町は集められる余地があると思っています。現状でいきますと年間10万円から20万円の間ぐらいなのですが、どちらかというと、ふるさと納税、その仕組みづくりとか、どういうたてつけにして訴えていくかという部分が大変重要だと思っていまして、それを今年度中につくりたいということで、今まち経営課のほうに指示をしております。今の2桁の金額を少なくとも私としては3桁の水準に持っていきたいと思っています。そのためにどういうたてつけにするかというのを今協議を始めているというのが町の状況です。

それと、先ほどマイナンバーのお話がありましたので、そこもちょっと言及をさせていただきますと、マイナンバーの話は、少し法制度が変わっていくわけなのですがけれども、町の人々の反応がまずどう出るかというのがまだわからない状況です。役場のほうとしては、できるだけセキュリティーですとか、あるいはプライバシーの保護というところに万全を期すべく体制をつくりたいと思っていまして、そういう意味ではマイナンバーの影響の大きさで、例えば担当部署をもう少し広げるとかというところも考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 浅見議員さんに申し上げますけれども、ほとんど今までの慣例でいきましたら、3回質問で終わりなのですがけれども、ちょっと今回済みません、5回目なのですがけれども、今回初めてですので、5回許可します。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。そういう仕組みを知らなかったので中身を深めていきたいというふうに思っていたところなので、申しわけありません。

特に許可いただきましたので、ここのところの条例の新旧対照表の17ページにあります第10条の2の後に6があります。法附則第15条の8の中で、割合を3分の2にするというふうなところの、これをちょっと私理解できないので、こういうふうな点ですよというふうに教えていただければありがたいということにします。

それで、この横瀬町条例の質疑はおしまいにします。ありがとうございました。

○小泉初男議長 税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 それでは、5番議員さんのご質問にお答えいたします。

この条文につきましては、固定資産税の減税の減額の率を、わがまち特例と申し上げまして、各市町村で決定して決められるということでございます。それを今回新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅ですか、そちらの制度もわがまち特例に入れることができるというような改正がございましたので、横瀬町におきましても、まだ具体的にはそういう施設はございませんが、そういう施設ができたときにそれに対応できるように条例化したものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1番、向井議員。

○1番 向井芳文議員 済みません。お時間のほう押している中でお時間をいただいてありがとうございます。今のこちらの議案につきましては、法改正に伴う条例の改正ということで、何の異議もございません。ただ、先ほどふるさと納税ということでちょうどお話が出ました。きょうはそれが争点ではないということとは承知の上なのですけれども、今後出てくればそのときでもいいかなとも思ったのですけれども、ふるさと納税、今いろいろ報道等でも各地方でいろんなサービスをして納税を高めていくというようなことをされているようです。また、そういった中で啓蒙活動的なものもしていくべきことかなとも思いますが、ただあくまでも住んでいる住民の方の理解を得られるかどうかというところが一番重要だと思っております。この辺ですと、都内に出る、またはこっちから通う、ある程度通える中で通われている方もいらっしゃるし、都内等に住まわれている方もいるという中で、やはりそれによってサービスが、報道等だとちょっと行き過ぎているのかなと感じるところもございますが、行き過ぎてしまうと今度はそうしたほうが得なのかというような話も出てくるのではないかと思っておりますので、住民の方たちの理解がある中で、慎重に進めていっていただきたいなということで、こちらは質問というわけではなくて、お願いという形で捉えていただければありがたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(横瀬町税条例等の一部を改正する条例)、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第41号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第13、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第42号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町国民健康保険税条例を改正する必要があるため、平成27年3月31日付で横瀬町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明いたします。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 それでは、議案第42号の説明をさせていただきます。

これもお手元の資料をごらんいただきたいと思います。平成27年度地方税法改正に伴う国民健康保険税条例の条例点でございますが、まず1番としまして、第2条第21条につきましては、賦課限度額の改正でございます。後期高齢者支援金分、現在14万円のところを16万円に、介護納付金分につきましては、12万円を14万円にするということで改正するというところでございます。

なお、医療給付費につきましては、改正いたしませんで、51万円のままということでございます。

なお、参考に、これは平成26年度税制改正のときの改正のあれでございまして、平成27年度の税制改正、先日出ましたが、それによりますと括弧書きの後期高齢者分が17万円、介護納付金につきましては16万円、医療給付費につきましては52万円ということで、さらに上がっておりますので、これにつきましてはまた今後ということでございます。

2といたしまして、第21条の関係でございますが、軽減判定所得の拡大でございます。これは、所得の少ない方々につきましては、7割、5割、2割という軽減基準がしてございます。そのうちに5割軽減基準につきましては、基礎額の数値の24万5,000円から26万円に、2割軽減につきましては45万円から47万円に拡大いたしまして軽減措置を広げたということでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日からでございます。

そして、3番目としまして、附則の第3条で、平成25年条例第24号の改正文の改正をしております。これは施行期日等の改正及び適用区分の追加でございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございませんか。

5番、浅見議員。

○5番 浅見裕彦議員 今課長のほうから説明ありました改正案についての中身なのですが、この国民健康保険税等について、私たちは利用者の負担を避けていこうではないかというふうな点で今まで進めてきたところがあります。今回のこの14万円が16万円、それからこちらの12万が14万円に上がるというふうな点なのですが、これは負担を多く強いるということなのですか。そうではなくて、ほかのこういう考えでこうなっているというところがあれば教えていただきたいというふうに思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 それでは、5番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

これは所得ですとか資産ですとかによって、国民健康保険税の税額が計算されるわけでございますが、これは後期分につきましては、今まではどんなにその数値が大きくても14万円までということだったのが16万円に上がるというふうなことです。そして、参考までに後期分につきましては、昨年度の実績の数値で今回のものを当てはめてみましたら、昨年度4件でございましたが、今回これになって1件になるというような数字が出ました。介護分につきましても、同様に昨年度は1件でございましたが、今回は、変更後はゼロ件になるというようなことに計算上は出ました。

以上でございます。

○小泉初男議長 5番。

○5番 浅見裕彦議員 もう一つお願いします。

今回のこの国民健康保険税の減額措置を引き上げることによって、世帯がこのぐらい伸びて、言い方としてどういのですか、この引き上げることによって、このぐらいの家庭が助かって、このくらいを納めなくて済むようになるというふうな試算が出されているでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 5番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

この国保税につきましては、所得ですとか、先ほど申し上げましたが、資産ですとか、そういう関係、あと家族の何人とか、いろいろその条件がいっぱいありまして、ちょっとそういうモデル的なものが申し上げられればいいのですが、またこれも昨年の数字を使いまして、どのくらい変化があるかということをやっと試算いたしました。それによりますと、昨年度の状況でやりますと、5割軽減の世帯が8世帯ふえ、該当する被保険者は15名でございます。そして、2割軽減でございますが、13世帯ふえ、該当被保険者数は40人というような試算が出ております。

以上でございます。

○小泉初男議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第42号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 零時05分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長 日程第14、議案第43号 横瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、12番、若林清平議員の退場を求めます。

〔12番 若林清平議員退場〕

○小泉初男議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第43号 横瀬町監査委員の選任についてであります。議員のうちから選任する横瀬町監査委員欠員につきまして、若林清平氏を選任することについて同意を得たので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略して直ちに採決をいたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第43号 横瀬町監査委員の選任については、これを原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員でございます。

よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

12番、若林清平議員の入場を求めます。

〔12番 若林清平議員入場〕

○小泉初男議長 12番、若林清平議員に申し上げます。

ただいま議案第43号につきましては、原案どおり同意された旨を報告いたします。

それでは、若林議員のごあいさつをお願いいたします。

○12番 若林清平議員 このたび横瀬町監査委員の選任について議員の皆様のご同意をいただき、再度監査委員に就任することになりました。前任の代表監査委員さんにご指導をいただきながら4年間務めてきたところでございますが、今までの経験を生かしながら、この任務に全うしてまいりたい、そのように考えております。また何かと議員の各位におきましてもご指導、ご鞭撻をいただければというふうに考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○小泉初男議長 以上で監査委員のあいさつを終わります。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長 日程第15、議案第44号 横瀬町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第44号 横瀬町監査委員の選任についてであります。横瀬町監査委員、一柳俊一氏の任期は平成27年5月15日で満了となるため、後任として加藤元弘氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものであります。

加藤さんの経歴等について申し上げます。加藤さんは、横瀬町第16区にお住まいで、昭和33年11月28日生まれの56歳でございます。経歴ですが、大学卒業後、昭和56年に入間市の公認会計士事務所に入所、平成3年12月に税理士試験に合格され、平成4年11月に税理士事務所を開業されました。また、平成7年2月7日から、横瀬町固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいております。なお、平成24年11月には、日本税理士会連合会主催の「地方公共団体外部監査制度演習型研修」を履修・合格をされております。

す。監査委員として適任と思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略いたしまして直ちに採決をいたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決をいたします。

日程第15、議案第44号 横瀬町監査委員の選任については、これを原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○小泉初男議長 ここで字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○小泉初男議長 以上で本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成27年第2回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

臨時議長 若 林 清 平

議 長 小 泉 初 男

署名議員 内 藤 純 夫

署名議員 大 野 伸 惠

署名議員 若 林 想 一 郎